

かすみがうら市議会総務委員会会議録

令和4年10月13日 午後1時28分 開 会

出席委員

委員長	来 栖 丈 治
副委員長	鈴 木 良 道
委員	田 谷 文 子
委員	吉 村 慎 治
委員	金 子 遥

欠席委員

な し

出席説明者

市長公室長	横 田 茂
総務部長	大久保 昌 明
参 事	廣 原 正 則
秘書広報課長	越 渡 貴 之
政策経営課長	岩 井 雄一郎
総務課長	豊 崎 伴 之
企画監	羽 成 英 明

出席書記名

議会事務局主任 玉 造 泰 之

議 事 日 程

令和4年10月13日（木曜日）午後1時28分 開 会

1. 開 会
2. 事 件
 - (1) 個人情報保護制度の見直しについて
 - (2) 市職員の定年引上げについて
 - (3) 複合交流拠点施設整備の見直しについて
 - (4) 特別職の審議監の職の設置について
 - (5) かすみがうら市政治倫理条例（案）について
 - (6) 投票用紙の同時交付に係る選挙事務検証結果報告書について
 - (7) その他
3. 閉 会

開 議 午後 1時28分

○来栖丈治委員長

委員の皆様には、大変お忙しい中お集まりをいただきまして、誠にありがとうございます。
ただいまの出席委員は5名で、会議の定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。
それでは、ただいまから総務委員会を開きます。

書記を指名します。

議会事務局、玉造主任を指名いたします。

本日の日程は、会議次第のとおりであります。

それでは、早速、本日の日程事項に入ります。

初めに、(1) 個人情報保護制度の見直しについてを議題といたします。

説明を求めます。

なお、説明は簡潔にお願いいたします。

○総務部長（大久保昌明君）

総務部所管の案件について、概略を説明させていただきます。

2件今回案件がございますが、最初に個人情報保護制度の見直しについてでございます。

社会全体のデジタル化が日々進む中で、個人情報保護法につきましては、国、民間事業者、地方公共団体で異なる法律や条例を根拠に運用をされておりましたが、昨年度の法律改正によりまして、全国共通のルールでの運用となることとなりました。そのことから、本市におきましても、関係条例等を改正する必要がありますので、その改正内容について説明をさせていただくものでございます。

詳細につきましては、所管します総務課の豊崎課長から説明をさせていただきます。

○総務課長（豊崎伴之君）

それでは、お手元の資料に沿って説明をいたします。

ただいま総務部長からもありましたように、こちらの資料の趣旨のほうにも書いてありますけれども、今回の見直しにつきましては、デジタル社会の形成に寄与するため、昨年度、デジタル社会形成基本法が制定されまして、こちらの概要のところにもありますように、個人情報保護制度の見直し、それから、マイナンバー法の見直し、そして、下のほうの押印・書面等の手続の見直しといった取組が進められる

ことになっておりまして、その一環として対応するものでございます。

これらのうち、マイナンバー法の改正によるものについては、昨年の9月の議会で、さらに、押印書面の見直しについても、既に取り組んでおりますが、今回のこの赤枠で囲んだ個人情報保護法の改正に伴いまして、その情報の保護ですとか、そうしたデータの流通といった観点で、来年度、令和5年4月からの対応として必要な条例改正の準備をしておりますので、その概要について説明をさせていただきます。

資料を進めまして、個人情報保護制度見直しの全体像について申し上げます。

中ほどの図に、左側が現行、右側が見直し後という形でまとめられております。現在の体系としましては、対象として、国の行政機関、独立行政法人、民間事業者、地方公共団体等とございますが、それぞれその上にあります法令というところにありますように、別の法律や条例を根拠として運用する仕組みになっております。このため、根拠となる法令を新たな個人情報保護法、右側にありますように、新個人情報保護法に統一しまして、全国共通のルールが規定されたものでございます。

地方公共団体の現状についてもう少し触れますと、次のページにまいりまして、制度の在り方、方向性ということでまとめられております。

1のところの米印にいわゆる2,000個問題と書いてありますけれども、国や地方公共団体では、現在、規定や運用がそれぞれ異なるため、およそ2,000通りのやり方があるということでこういう言い方がされております。そうした規定や運用の違いが、社会全体のデジタル化を進めるため、個人情報の保護とデータ流通、言い換えますと、そうした情報の活用といった面で課題とされておりました。具体的には、下のイメージ図にありますように、A市、B組合、C市というふうに書いておりますけれども、それぞれ根拠となる条例の違いによって、個人情報に関する規律が違ったりとか、制度がなかったりとか、そういった現状に対応するため、下のイメージ図にありますように、共通ルールを設定して、対応していくということで、そのルールが設定されたものでございます。

資料を次に進めまして、こちらは、制度や法の改正の概要をまとめたものでございます。

下の囲みの中で、概要ということで、①の適用対象から⑧の施行期日等までの8点ございます。これらに対応するように、本市における対応を整理していくこととなります。

それでは、①から⑧、順を追って、本市における対応を申し上げます。

最初の1点目の適用対象でございます。新しい個人情報保護法では、地方公共団体の機関が対象とされております。国は国会や裁判所を対象としておりません。法律でそうなっております。ですので、本市においても、議会は対象となりません。これは、現在の個人情報保護法は、三権分立の観点から、国会や裁判所を対象外としているためでございますので、法律もそのように議会は対象となっていないという現状があります。ただし、議会において独自の条例を定めることは可能でございますので、そうした自主的な、議会独自の対応も必要となっております。この点については、議会事務局とも私ども情報共有はしてございます。

次に、2点目の定義の一元化でございます。個人情報に関する用語等の定義につきましては、これまで条例で対応しておりましたが、今後は法の規定によることとなります。ただし、一部の要配慮個人情報といったものについては、地域の実情に応じて、法とは違った定義をすることができますが、現在の市の条例におけるそうした情報の定義は、今度の法律と同じ規定をしておりますので、独自の条例で別段の定義を必要とするようなものは、現在のところ想定してございません。

そのため今度の市の条例は、個人情報保護制度の運用に当たっての手續等の規定が中心となってまいります。

続いて、進みまして、3点目の個人情報の取扱いについてです。今後は個人情報の保有や利用に関しては、国と同じ規定が適用されることとなります。その中で、若干今までと異なる部分としましては、私ども公務員の氏名も個人情報に当たるとさせていただきます。このため個人情報の開示請求者に関する情報に、市職員の職務遂行上の情報が含まれる場合は、職員の職名とその職務内容に関する部分が開示の対象となり、個人の氏名は開示義務の対象外となります。この点が現行の市の情報公開条例と相反する規定となっておりまいますので、そこは情報公開条例を改正いたしまして、情報公開の公開義務の範囲に職員個人の氏名が含まれないように対応することとなります。

次に、4件目の個人情報ファイル簿の作成と公表についてです。これまでの条例では、個人情報を取り扱う事務を届け出る規定となっておりますが、今後は1,000人以上の個人情報を記録したデータ単位で、保有するファイル名とその記載項目を公表することになってまいります。

次に進んで、5点目の自己開示情報の開示の訂正、利用停止の請求ということですが、これは個人情報の開示請求の話になります。ここでは、条例のほうでは、主に事務手続に関して規則で定めるといった規定をすることになってまいります。これまでと異なるものとしてしましては、開示請求をした後の開示までの標準処理期間でございます。これまで14日間を標準的な期間としておりましたが、今後は法の適用により、30日間が標準的な期間となります。また、個人情報の開示に関する手数料については、条例で規定する必要がありますので、これまでどおり無料を継続することといたします。なお、実費の負担につきましては、従来どおりコピー代等をお納めいただくこととなります。

次に、6点目の匿名加工情報の提供制度の導入でございます。これに関しては、現在のところ都道府県と政令指定都市が対象とされておりますので、本市はその対象とはなりません。どのような制度かと申し上げますと、地方公共団体が保有する個人情報のファイルを個人が特定できないように加工をして、各公共団体で様々な施策に関して、民間事業者から提案等を募る際にその情報を提供するという制度であるようです。

次に、7点目の個人情報保護委員会と地方公共団体の関係についてです。これまで市の条例では、個人情報保護と情報公開の審査会というものを規定しておりました。情報公開、あるいは個人情報の開示の決定の不服に対する対応のほか、条例の解釈とか運用についても、事務の範囲とされておりましたが、今後は個人情報に関する解釈については、国に設けられる個人情報保護委員会の所管となり、審査会の役割が変わってまいりますので、それに対応する条例を整備いたします。

次に、最後になりますけれども、8点目の施行期日でございます。新しい個人情報保護法については、国や民間事業者では本年令和4年4月から施行されております。地方公共団体に関する部分は、来年度令和5年4月1日から施行されることから、これに対応できるよう、今回第4回、12月の定例会に関係条例を提案できるよう準備を進めております。

○来栖丈治委員長

以上で説明が終わりました。

ただいまの件につきましてご質問等ございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

ご質問等ございませんか。

○鈴木良道副委員長

これは全て国の方針ですよ。

○総務課長（豊崎伴之君）

はい。

○鈴木良道副委員長

国の方針だから、もう反対も何もないですよ。はい、分かりました。

○総務課長（豊崎伴之君）

国で一律的に規定をして、その運用を条例で規定するということですので、私どもはその手続の部分を担うことになってまいります。

○田谷文子委員

今日のニュースで、今度、運転免許証とも一体化するようなことを話していました。大臣がそのようなことを発していましたね。マイナンバーと一緒に、運転免許証も一体化するような話されているようですので、どんどん進んでいくかと思うんですよね。こちらの個人情報のことも、もちろんマイナンバーのことも、忙しくなるかと思えますけれども、よろしく願いいたします。

○総務課長（豊崎伴之君）

やはり今回の制度は、デジタル社会の実現によって、国民生活を豊かにしていこうという趣旨があると思います。今までの個人情報の保護といった観点から、逆に、先ほども匿名加工情報というお話をしましたけれども、その自治体にどのような市民が住んでいるか。そういったことに応じた施策を企画立案することによって、そういった情報を社会全体をよりよくするためにも活用するといったことも趣旨でございますので、そういったことを踏まえて取り組んでいきたいと思えます。

○来栖丈治委員長

そのほかございますか。せっかくの機会だから、疑問に思っていることがあれば、ご質問してください。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○来栖丈治委員長

それでは、ご質問等もないようですので、本件を終結いたします。

次に、（２）市職員の定年引上げについてを議題といたします。

説明を求めます。

なお、説明は簡潔をお願いいたします。

○総務部長（大久保昌明君）

２つ目の案件でございます市職員の定年引上げについてでございます。少子高齢化の進行、また、生産年齢人口の減少等の社会背景の下に、国家公務員の定年引上げがなされました。それらに、国家公務員に準拠することになります市職員におきましても、令和５年度から定年年齢が段階的に引き上げられることとなります。これらのことから、本市におきましても、関係条例を改正する必要がありますので、その改正内容について、説明をさせていただきたいと思えます。

詳細につきましては、所管します総務課豊崎課長から説明をさせていただきます。

○総務課長（豊崎伴之君）

ただいま総務部長からもありましたように、今回の定年の引上げの趣旨でございますけれども、全国的に少子高齢化が進み、生産年齢人口が減少している中、複雑、高度化する行政課題への的確な対応について、定年年齢の引上げによって、能力と意欲のある高齢期の職員を最大限活用しつつ、次の世代に、知識、技術、経験等を継承しようという趣旨で、導入されるものでございます。

資料の冒頭にもございますように、国家公務員の定年が引き上げられることに伴い、私ども市職員についても、令和３年６月に地方公務員法が改正されまして、令和５年度から地方公務員の定年年齢の段階的な引上げ、その中で管理職として勤務する上限年齢を定める役職定年制度、定年前再任用短時間勤務制度等が導入され、これらに伴う給与に関する措置を講じる必要があるため、法改正の内容

と、本市の対応内容について、説明をさせていただくものでございます。

今申し上げたのは、1ページにまとめてございます。

資料に戻りまして、そうした制度の概要について説明をいたします。

最初に、地方公務員の定年の引上げについてとあります。資料の下の表にありますように、現行では60歳とされている定年を令和5年度から2年に1歳ずつ段階的に引き上げ、令和13年度以降は65歳を定年とするものでございます。ですので、この期間中は2年に1回定年退職者がいない年度が出てまいります。

次のページにまいりまして、こちらの図では、実際の運用面を、職員の生年月日に応じて退職の年度までを図解して表しているものです。この見方については後ほど説明をいたします。

次に、管理監督職勤務上限年齢制、いわゆる役職定年制についてでございます。

これは、組織の新陳代謝を確保し、組織活力を維持するため、管理職については、原則60歳に到達後、係長などの管理職以外の職に降任となり、フルタイム勤務を継続する制度でございます。

もう一つが、定年前再任用短時間勤務制についてでございます。

これは、60歳以降の職員の多様な働き方のニーズに対応するため、60歳に達した日以後、引き上げられた定年前に退職した職員について、本人の希望により短時間勤務の職で再任用する制度で、任期は定年退職日まで、最終的には65歳までの勤務が可能となるものでございます。勤務時間、給与の仕組みなどは現在の再任用短時間勤務職員と同様となっております。

また、現在も再任用職員制度ございますけれども、こちらについては、法の改正により廃止となりますが、このページの一番下を書いてありますように、定年年齢の引上げが完了するまでは、暫定再任用職員という制度で現行の仕組みを存続することになってまいります。

これらの制度がどのように適応されるか、先ほどのこちらの図に戻って、一例を挙げて説明をいたします。

一番左側に職員の生年月日がありますが、例えば下から4番目の昭和40年度に生まれた職員の場合、令和7年度をもって、60歳を迎えます。その後も市で働くという場合は、この時点で役職定年で勤務を継続するか、一旦退職して再任用の短時間勤務職員になるのか、選択することになります。61歳、62歳、63歳がそのどちらかの期間となりまして、63歳になる年度をもって、役職定年の場合にはそこで定年退職、再任用短時間勤務の場合はそこで任期が満了となるものでございます。そして、その後の65歳までの期間は、現在の再任用制度と同様の制度で暫定的に勤務することも可能ということで、65歳となる年度までは働くことができるものでございます。

また、図の下の2の、こちらは生年月日が昭和42年度、43年度のものでございますけれども、こちらは制度完成時のイメージとなります。60歳を超えた翌年度から65歳までは、役職定年でフルタイム勤務を継続するか、いったん退職をして、再任用で短時間勤務をするか、選択できる形になってまいります。

では、資料元に戻りまして、続いて、そうした制度の情報提供・意思確認制度について申し上げます。これは、60歳以後の職員の勤務形態等が多様になることから、職員が60歳に達する年度の前の年度に、その後の任用ですとか、給与・退職手当などといった職員の働き方の意思決定に必要な情報を提供し、60歳以降の勤務意思の確認をする制度を導入するものでございます。

続いて、役職定年した場合の給与がどのようになるかということでございます。

まず、給与の水準でございます。中ほどの図にありますけれども、役職定年をする職員の給料月額額は、当分の間、職員が60歳に達した年度の翌年度以降、原則7割の水準に引き下げられるということです。

そして、退職手当につきましては、当分の間、60歳に達した以降、その後の定年延長の期間で退職した場合であっても、定年退職の支給率により算定されることとなります。この図にありますように、60歳時点で定年退職をした場合の額と、それ以降の勤務期間に応じた額を合計した額が退職手当の総額となってまいります。

以上が地方公務員法の改正を受けました定年引上げの概要でございます。これらに対応するために、関係する条例の改正を本年第4回12月定例会に提案することで準備を進めております。こちらにございますように、市職員の定年等に関する条例、給与に関する条例など、現時点で7件の条例改正を予定してございます。また、これらの条例に関する規則についても、それぞれ改正の作業を進めている状況でございます。

○来栖丈治委員長

以上で説明が終わりました。

ただいまの件につきましてご質問等がございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。ご質問等はございませんか。

○吉村慎治委員

先ほど説明されていると思いますけれども、もう一回念のため聞きます。国家公務員のスケジュールと全く同じですか。

○総務課長（豊崎伴之君）

国家公務員法に倣って、同じスケジュールで進めております。

○鈴木良道副委員長

答えが出ないんで、答えなくて結構ですが、現在退職した場合、退職金というのはどのくらいもらえるんですか。それは、個人保護いろいろあるんでしょうから、答えたくないなら結構です。

○総務課長（豊崎伴之君）

勤務年数であるとか、退職当時の役職、それから、退職前にどのような職にいたかによって異なりますけれども、大体、これは感覚的な数字になってしまいますけれども、多くて2000万円程度でございます。

○鈴木良道副委員長

2000万円、分かりました。そんなにもらえるんだ。

○来栖丈治委員長

暫時休憩いたします。 [午後 1時57分]

○来栖丈治委員長

再開いたします。 [午後 1時59分]

それでは、ご質問等そのほかございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○来栖丈治委員長

ご質問等ないようですので、本件を終結いたします。

ここで、部署の交代をお願いいたします。

次に、(3) 複合交流拠点施設整備の見直しについてを議題といたします。

説明を求めます。

なお、説明は簡潔をお願いいたします。

○参事（廣原正則君）

複合交流拠点施設整備の見直しについて、説明をさせていただきます。

初めての委員さんいらっしゃることから、まず最初に、これまでの経過等について説明をいたします。

本市では、都市公園が少ないという課題や、J R 神立駅周辺に図書、学習、公園、飲食などの機能が欲しいなどの市民ニーズ調査の結果などから、令和 2 年 12 月に策定の立地適正化計画において、複合交流拠点施設等についての計画を盛り込み、国の都市構造再編集中支援事業という補助事業を活用し、神立停車場線の街路灯整備、自転車ナビマークの整備、神立駅東口の歩行者専用道路の整備などとともに、J R 神立駅周辺の一体的な整備を進めてきました。

当該複合交流拠点施設整備事業については、令和 3 年度に基本設計を行い、今年度事業用地として、稲吉南 2 丁目の約 2 万 8000 平方メートルを購入し、これまで窓口機能やコミュニティ機能、図書館機能といった複合交流拠点施設を公園ともに建設するとして計画をしてまいりましたが、今般市民からの様々なご意見により事業を見直しし、当該用地については、にぎわいのある都市公園として整備を行うことといたしたいと考えております。

また、これまで計画を進めてまいりました複合交流拠点施設整備事業については、今後別の用地にて、整備に向けて再検討を行うこととしております。詳細につきましては、羽成企画監から説明をさせていただきます。

○企画監（羽成英明君）

それでは、資料に従いまして、ご説明をいたします。

1 番、経緯及び見直しについては、今、参事のほうからありました通りの理由でにぎわいのある都市公園としての整備を行うことにし、以前から進めてきた複合交流拠点施設整備事業については、整備に向けて再検討を行うというような内容でございます。

2、イメージする公園。今般のにぎわいのある都市公園をイメージする公園として、例といたしまして、親子で楽しめる公園、くつろぎと語らいの公園など、子育て世代が遊びに来る、イベントを楽しむ、いこいの場、にぎわいの場などを想定してございます。具体的な整備内容につきましては、今後、市民の意見聴取などを踏まえて検討することといたします。

3といたしまして、こちら誤りがございますが、「本」とかいてありますが、「本件」整備の基本的な考え方ということで、訂正をお願いいたします。

本件の整備は、令和 2 年 12 月に策定した立地適正化計画に基づき、居住環境の向上を目的に進める必要があると、立地適正化計画に記載のとおり、J R 神立駅を中心とした福祉・教育・子育ての拠点形成と周辺地域との連携・波及効果により、安心して住み続けることができる都市を目指す。

4、想定事業費の比較ということで、表のとおり、令和 4 年 3 月 31 日現在で、基本設計ができた時点の数字といたしましては、こちらに記載のとおりでございまして、全体事業費が 29.6 億円、見直し後概算事業費といたしまして、用地購入費については、既に購入済みでございまして、約 10 億円、建築工事費についてはゼロ、公園工事事業費につきましては、8.6 億円から 10.6 億円ということで、増額になってございますが、この中では、管理事務所などの建物施設を増やしているような状況でございます。あとそのほかにもにぎわいのためのものなどを想定して増額の予定でございまして、また、設計費につきましても、2.2 億円ということで、設計の見直しに伴う費用といたしまして、増額を予定してございます。全体事業費といたしまして、20.8 億円から 22.8 億円ということで、想定をしている内容でございます。

財源の内訳ということで、財源といたしましては、こちらの記載のとおり、補助金ということで、約 10.4 億円から 11.4 億円で、都市構造再編集中支援事業補助金ということで、事業費の補助率 50%、

起債といたしまして、約 9.4 億円から約 10.2 億円で、こちらは公共事業等債ということで、こちらについて、充当率 90%ということで訂正をお願いしたいと思います。一般財源といたしまして、約 1 億円から 1.2 億円というような内容でございます。

6、今後の予定といたしましては、令和 4 年 10 月 13 日で総務委員会、本日でございまして、このあと 11 月 15 日に全員協議会、令和 4 年度で基本設計見直し業務の発注ということで、この予算のほうにつきましては、令和 4 年度の当初予算に計上してございますので、基本設計見直しの予算のほうで、発注を考えてございます。また令和 5 年度以降の事業といたしましては、基本設計の中などでアンケートとなり住民説明会などを実施、また、公園実施設計の発注、公園工事の発注というようなことで、令和 8 年度には公園の供用開始を予定しているというようなことでございます。

○来栖丈治委員長

以上で説明が終わりました。

ただいまの件につきまして、ご質疑等がございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

○鈴木良道副委員長

建築工事費ですか、この 13 億円がゼロですよ。そうすると、図書館とかは、前計画立てましたが、あれはゼロですか、白紙ですか。

○企画監（羽成英明君）

こちらは、1 番のところ、「また」という記述がありますが、以前から進めてきた複合交流拠点施設整備事業については、整備に向けて再検討をするということで、これまで計画していた図書館とか、図書施設とかそういったものについても、改めて見直して考えていくというような内容でございます。

○鈴木良道副委員長

前に総務委員会で見学に行きましたよね。皆さん一生懸命やっていたよね、本当に。並大抵の苦労ではないと思いますよ。これが建築が白紙で。あと一つ、別の用地にこういう施設を造るということは、どこか場所はあるんですか。

○参事（廣原正則君）

これにつきましては、下稲吉地区の別の市の場所を利用して建設を進めるということで計画をしているところでございます。

○鈴木良道副委員長

これは誰の計画なんですか。別の用地というのは。市長ですか。

○参事（廣原正則君）

これにつきましては、宮嶋市長の選挙公約ということもございまして、当該複合交流拠点施設整備事業につきましては、見直しを考えると。検討し直しということで、宮嶋市長はこのような公約でございましたので、そのようなことで進める方向にしたということでございます。

○鈴木良道副委員長

大体場所は分かりますよ。市長が言っている場所。だけれども、ああいう狭い場所でするんでしょうかね。ちょっと狭いですよね、あそこは。

○来栖丈治委員長

明確な場所が想定されているのであれば、その場所ということがあってもいいとは思うんだけど、それが決定していないのであれば、今、そこを言う必要はないと思うんだけど。

○参事（廣原正則君）

その辺の場所については、今後場所を含めて検討ということにはなるかと思っておりますけれども、この公

園整備の後に検討していくというようなことで現在打合せというか、進めているところでございます。

○鈴木良道副委員長

だって、あの場所は、ヘリポートとか何とかいろいろありますよね。建物こういうふうですね。だから、無理ということも結論が出るんじゃないですか。だってあそこ無理だよと私は思いますよ。だから、結局向こうに移ったんでしょう。ただ、皆さんは職員だから、やれということをやるとはかからないからね。だけれども、大分苦勞されましたよね。私そう思いますよ。これがばかにしているよ、市長が。答えなくっていいですよ。

○参事（廣原正則君）

消防のヘリポートについては、今回計画します公園の中で、これまでもそこがヘリポートとして活用されてきましたので、そのまま今の計画地で継続して使用すると考えております。

○田谷文子委員

今、別の用地ということで、私も質問しようと思ったんですけども、鈴木委員がお話ししましたから、ですけども、これせつかく神立駅周辺に、市民の要望で図書館であったり、皆さんの出会いの場であったり、駅が近いからということで、下稲吉地区にそういう集合の場所であったりということで、この複合施設がここまで進んできたかと思うんですけども、現在の複合施設のあれだけの広い場所を都市公園だけということで、それで、また別の用地に複合施設のような、そういうふうなものをまた作るとなると、物すごい財源が必要ということになると思うんですよ。

今まで、確かに下稲吉に、皆さんが大勢集まるそういう場所はなかったと思います。ですので、この市民の皆さんの要望で、霞ヶ浦地区からも、千代田地区からも、交通の利便性のある、いい場所であるかなというふうには私は思うんですけども、その場所に都市公園だけ、いくらにぎわいのある都市公園を造るといったって、都市公園というのは決まり切っているものだと思うんですよ。そしたら、また別の用地にそういうものを造るとということになると、二重にお金がかかるということになるかと思しますので、市長の公約かもしれませんけれども、もう一度再検討なさったらいかがでしょうか。

○参事（廣原正則君）

これまで、市民の皆様から建設に対して様々なご意見をいただいてきたわけですが、その中で、反対の意見としましては、下稲吉地区の中心でない場所であるというような声も上がっております。そのようなことから、この複合交流拠点については、下稲吉地区の中心であるところに建てるべきだという声もございまして、そのような方向で進めるということでございます。

こちらの公園につきましては、にぎわいのある公園ということで、公園に市独自の特色等を考えて、できるだけ人を集めるような公園、特色ある公園として考えるところでございます。複合交流拠点が別の場所でやるということで、予算についてもさらにかかるということもございますけれども、今回提案させていただきました資料の中の比較の中では、6.8億円から8.8億円のマイナスということもございまして、それらの資金も活用しつつ、さらに有利な財源を活用して、最少の経費で最大の効果を上げられるように、計画をしていきたいと考えております。

○田谷文子委員

筑西市にしても、笠間市にしても、うちの娘も行くんですけども、人を呼ぶようなそういう大きなスケートボード、そういうふうな施設がないから、かすみがうら市で他市に遊びに行くわけですよ。それで、かすみがうら市でそういう人たちを呼び込む、そういう施設もないでしょうよ。にぎわいのある都市公園だけをこの2万8000平方メートルのところを持ってくるのではなくて、もっとよくお考えになったらいかがですか。

それで、29 億円かかると、今の複合施設はありますけれども、それから差し引いて 20 億円は、その新しいにぎわいのある都市公園にかかるんでしょう。それで、6 億円から 8 億円、それがマイナスですよといっても、あまりにもそれは比較対象にならないぐらい、もうちょっとお考えになったほうがいいんじゃないですか。ここまで複合施設を見直しにしたいというのがメインであったら、もうちょっとお考えになってください。税金を使うわけですから。ただ、にぎわいのある都市公園のために、この複合施設の用地を使って、また別の用地に造るということになりますと、これは、市民の皆さんどういふふうにお考えになるかと思います。いくら市長の公約であれ、もうちょっと思慮深くお考えになってください。

ここまで進んでいることでもありますし、余談になりますけれども、私、市議会議員になって、阿見町を見学に行ったことがあるんですよ。阿見町というのは、若栗地区の本当に田舎のところに、運動公園ができていますけれども、そこをすごく広げて、そして、今は町民もそうですけれども、よそからもお客さんを呼べるような、そういう施設になっていたり、例えば政権が変わっても、そこを広げていく、そういう計画は変えなくてきたというようなことですよ。そうすると、このかすみがうら市というのは、政権が変わると、あっちに小さいのが一つ、こっちにぼつとり、こっちにぼつとりと、全然統一性がないわけです。どうぞここまで進んできたことですので、統一性のある、そういう市政をしてほしいなと思います。要望です。

○来栖丈治委員長

暫時休憩いたします。 [午後 2時18分]

○来栖丈治委員長

再開いたします。 [午後 2時25分]

本席を副委員長と交代させていただきます。

○来栖丈治委員

計画見直しということでもありますけれども、これまで、いわゆるこの事業で建設を目の前にするといふか、これまで進んできた方向と変わるわけですが、これまでに、一応とか経費といふか設計とか何か含めまして、建築工事等を含めた予算の投入といふか、どのくらい今までやっていたんですか。

○企画監 (羽成英明君)

令和3年度に実施したものでは、基本設計業務委託がございまして、そちらのほうで 3927 万円ほどが支出してございます。あとは、今年度支出した用地購入費で 10 億円です。

○来栖丈治委員

あと、道路や水道管の支出は入っているのか。

○企画監 (羽成英明君)

水道については、補正予算で頂いたものでございまして、その予算については、今執行途中でございまして、今、委託を水道課のほうにお願いして発注しているものでございます。だから、正式な水道課からの請求がございませんので。

○来栖丈治委員

あと、複合交流拠点の建設も含めた全体、29 億 6000 万円というようなことで、議会に、2 年前の 2 月頃でしたか、相談があったのは。債務負担行為を上げる説明のときに、私この都市計画マスタープランと併せて、初めて立地適正化計画というのを今回つくりました。立地適正化計画をつくったところでは、都市再生整備計画補助金とか何かで、とても有利に都市計画に関する経費の補助率が高いんだというようなことで説明を受けて、大きなお金でしたけれども、債務負担行為に議会も同意して、この本事

業が進んできたという経過があったかと思えます。

今回見直しをするということで、別用地に複合交流拠点を作るんだというような先ほどの説明だったかと思うんですが、それでも、今進めている本立地適正化計画の中の有利補助金を使えるのか。あるいは別用地で別事業でさらに有利な補助事業とか何かのめどが立っているのか。その辺確認したいと思えます。

○企画監（羽成英明君）

先ほど来栖委員長から言われたように、今回の補助事業については、大変有利な補助事業でございます。今回の事業についても、補助事業の対象になるということを想定しながら事業を進めているところです。あと、今後進めていく複合交流拠点施設につきましても、立地適正化計画の範囲内であれば、同じような補助金のものの活用を見込めるかなということで、その辺については、詳細は今後進めていく中で、検討していくということになります。そういったことも想定できると考えております。

○鈴木良道副委員長

ここで、委員長を交代いたします。

○来栖丈治委員長

そのほかご質問等ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○来栖丈治委員長

それでは、ご質問等ないようですので、本件を終結いたします。

ここで、部署の交代をお願いいたします。

暫時休憩いたします。 [午後 2時31分]

○来栖丈治委員長

会議を再開いたします。 [午後 2時42分]

次に、(4) 特別職の審議監の職の設置についてを議題といたします。

説明を求めます。

なお、説明は簡潔をお願いいたします。

○市長公室長（横田 茂君）

それでは、今回初めて議会に提案させていただきます。地方公務員法の第3条第3項第4号に基づく条例で指定する特別職といたしまして、審議監という職を提案させていただきたいと思えます。

詳細につきましては、岩井課長からご説明させていただきます。

○政策経営課長（岩井雄一郎君）

特別職の審議監の職の設置についてご説明をいたします。

まず、この審議監につきましては、今、市長公室長からもありましたが、地方公務員法で設置が認められている、地方公共団体の長の秘書に相当する職でありまして、本市では、副市長や教育長などと同じ、市の常勤の特別職に当たる職でございます。

この審議監の職を設置するための条例案につきましては、第4回定例会に議案として提出する予定で現在準備を進めているところでありまして、事前にこの総務委員会にご説明をするものでございます。

では、資料に沿ってご説明させていただきます。

1、趣旨でございます。社会情勢が変化する中、順応できるイノベーションを推進し、様々な要素を施策に反映しながら、将来にわたってまちづくりを的確にしていくことが必要であります。そのため、市長が、公務や政務を問わず、様々なネットワークを活かして高度な行政課題に対応し、円滑な市政運

営を確保するため、新たに審議監を設置するものでございます。

具体的な業務内容につきましては、経験や知識、ネットワークによる政策等の情報収集、分析、助言、あと、関係機関との調整、協力支援などがございます。

次の2、設置根拠でございます。冒頭申し上げましたが、地方公務員法の規定に基づき条例で指定する特別職として、審議監を設置するものでございます。市長との特別な信頼関係により任用される市長直轄の常勤特別職でございます。

次の3、条例案の内容でございます。指定する職の内容は審議監となります。定数は常勤で1名、任期は1年、それで、再任を妨げないものでございます。報酬につきましては給与月額が35万6800円で、本市の管理職員相当の額となっております。期末手当、通勤手当につきましては、現状の常勤の特別職に準じて支給する予定でございます。退職手当につきましては、総合事務組合の規定になりますが、支給はないものでございます。

○来栖丈治委員長

以上で説明が終わりました。

ただいまの件につきまして、ご質問等がございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

○鈴木良道副委員長

審議監ですが、これ決まっているんですか、誰がというのは、まだ決まっていないんですか。

○政策経営課長（岩井雄一郎君）

先ほどご説明申し上げましたが、市長が任命するということで、私どものほうでは存じておりません。

○吉村慎治委員

知らないというだけであって、決まってはいるということなんですか。

○政策経営課長（岩井雄一郎君）

私ども事務方では、こういう条例を制定してはどうかということは、市長から指示は受けておりますが、誰がということは一切聞いておりません。

○来栖丈治委員長

そのほかございますか。

暫時休憩いたします。 [午後 2時46分]

○来栖丈治委員長

会議を再開いたします。 [午後 2時47分]

本席を副委員長と交代させていただきます。

○来栖丈治委員

まず最初に、同様の審議監というような制度を条例で規定している市町村はどの程度あるのかというものの確認をしたいのが一つです。

あともう一点は、常勤で1人置くということですがけれども、任期1年で再任は可能というようなことですが、議会で議決するようになるのか。再任のときの計らいというのは、また提案されるのか。その辺のところ、他の市町村の例で結構ですので、調べた事例があれば、お聞かせいただきたいと思っております。

○市長公室長（横田 茂君）

他の市の状況でございますけれども、大体都道府県とか政令市では、市長及び議長とかの秘書ということで設定されているようなものでございますが、一般市では、かなり少ない状況でございます。そうはいいまして、幾つか例がございまして、全部調べたわけではございませんが、例えば千葉県の君津市でありますけれども、こちらは市長の秘書ということで1名、給与月額63万円、あと、川越市が同じ

ように、45万円で1人と、富山市も1人。ただ、条例はありますけれども、必ず市も常に1人いるというようなものではないようございまして、やはり任期も同様に短いということもありますから、市長や議長が必要に応じて任命をされているというような運用なのではないかというふうに考えてございます。

また、後ろのほうでございました議会の同意の関係でございますけれども、任期1年ということでございますが、この第3条第3項第4号の特別職については、議会の同意を必要としていないという法律上のものがございますので、今回の条例につきましても、議会の同意は想定していないということでございます。1年ということでございますから、その都度任用するかどうかということ判断される、そのような運用だということでございます。

○来栖丈治委員

そうすると、議会の同意が必要ないと。この条例案を制定するということは、イコール1人は市長が当てにしたい職員なり一般の方から、いわゆる審議監として任命するという方向になるんだと思うんですけども、それは、議会の同意は必要ないということで、この条例案を通した段階で、それはすっとできることになるよということで理解してよろしいですか。

○市長公室長（横田 茂君）

もし、条例を可決いただけるようなことになりましたら、そのような運用が可能となる状況でございます。

○鈴木良道副委員長

ここで、委員長を交代いたします。

○田谷文子委員

今、副市長がかすみがうら市は在任していないということですがけれども、副市長の処遇というのはどのように考えているのでしょうか。

○市長公室長（横田 茂君）

まだ、具体的に私どもが市長から指示を受けているわけではございませんけれども、適任の方が分かり次第といいますか、候補者が確認出来次第、市長は副市長を議会に提出させていただきたいということでございます。ただ、今はまだそういう話はお聞きしておりませんので、状況としては、もうしばらくかかるのではないかとございまして。

ただ、今ご質問でございますので、副市長とこの審議監という特別職の違いは、副市長はいわゆる市長、副市長と、その下の職員ということでございまして、いわゆるラインが通じていますけれども、今回の地方公務員法の審議監という役職については、それとはまったく別に、職務代理にはなり得ない、公務と政務と両方できるようなそういう特別職ということでございまして。

また、先ほど岩井課長のほうからありましたように、重要な課題解決のため、能力を発揮していただくというようなことでございますから、任期も1年ということですし、そういった課題が解決されるようなことに至りましたら、空白の期間というのはもちろん予定されるものだと考えています。

○鈴木良道副委員長

この審議監というのは、結局どういう仕事をするんですか。

あと一つ、近隣の市、ありますよね、県南自治体10市。つくば市、石岡市、土浦市、牛久市、稲敷市、県南10市、その辺では置いてあるんですか。この審議監というのは、ちょっと聞かせてください。

○市長公室長（横田 茂君）

審議監はどういう役割をするのかということでございますが、この職につきましても、公務とか政務、

これを問わず、その方の保有するネットワークとかを利用しながら、高度な行政課題に対応していくと。円滑な市政を運営するために、常設したいというようなものでございます。ベテランの職員の方、あるいは経験を有している方の、そういった技術なり、知識なりを引き継いでいければ最高なんではございますけれども、なかなか人が少ない中でうまくいけないようなところもございまして、この審議監に活躍を期待しているというようなことでございます。

あと、鈴木委員のほうからご指摘ございました県南例えば 10 市等の状況でございますけれども、茨城県内の市ではこの条文を利用して秘書をつくっているところは確認しておりません。

○吉村慎治委員

たしか去年なんですが、龍ヶ崎市で、前の市長が、いろいろ事件があった市ですけども、審議監を県から呼ぼうとして、議会がそれを否決したというたしか事例があったと思うんです。できれば、それ調べていただきたいのと、あとは審議監の仕事の内容、これは、市長の個人的な要するに政治活動があると思うんですけども、そこに対しても、仕事の範疇及んでくるようでしたら、市からのお給料でというような、これはおかしい話になると思いますので、その辺の線引きというのはもう少しはっきりと細かく説明していただきたいなと思います。

○市長公室長（横田 茂君）

ただいま、ご指摘ございました龍ヶ崎市の状況の関係でございますが、再度確認させていただきたいと思えます。

また、審議監の役割についての詳しい線引き等、公務と政務の線引き等につきましても、改めて整理をさせていただきたいと思えます。

○来栖丈治委員長

吉村委員、いいですか。

○吉村慎治委員

大丈夫です。

○田谷文子委員

私も吉村委員と同じ、それに、県南 10 市もそういうことがないということであつたら、横田公室長がすごく何でもできて、企画ができるのに、市長公室にいる 3 人だつてそういうことすばらしくできるのに、何でも市長の秘書らしい、そういう審議監なんて必要なんですか。どなたもそういう審議監なんていうのは置かないじゃないですか。どなたのかすみがうら市の市長も。だつたら、きちんと副市長なり何なり置いて、そして、ちゃんと表に立って、何でもガラス張りにして、市の政治はするべきですよ。そんな内緒の、公務、政務、ネットワーク、それに市長の秘書めいたそういう政務審議監なんて、必要じゃないと思えますよ。すばらしい職員がそろっているのに、失礼じゃないですか。もう一度市長に返って練り直してください。

○市長公室長（横田 茂君）

ただいまご指摘いただきました点につきましては、持ち帰りまして検討させていただきたいと思えます。

○来栖丈治委員長

そのほかございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○来栖丈治委員長

それでは、ないようですので、本件は終結いたします。

ここで説明員の交替をお願いします。

次に、(5) かすみがうら市政治倫理条例（案）についてを議題といたします。

説明を求めます。

なお、説明は簡潔をお願いいたします。

○市長公室長（横田 茂君）

それでは、市長から、政治倫理条例につきまして、喫緊に提案をしたい旨の答弁を9月定例会でさせていただいたかと思えます。今回はまず案のほうをご検討いただきたく、説明させていただきたいと思っておりますのでよろしくお願いします。

詳細につきましては、越渡課長からご説明させていただきます。

○秘書広報課長（越渡貴之君）

本件は先般開催されました市議会第3回定例会におきまして、市長が政治倫理条例を制定する考えがあるとお示ししたという経緯、そして、市議会の皆様に深く関わる条例となることから、早々ではございますが、総務委員会の皆様にご意見をいただきたく提出をさせていただきました。

それでは、条例案の概要をご説明いたします。

初めに、第1条では、市長、副市長、教育長、市議会議員の各位が、市政に対する市民の信頼に応え、公正で開かれた市政の発展に寄与することを目的としております。

第2条では、倫理性の自覚と高潔性を明らかにすることが責務であることを規定しております。

そして、第3条、改めて市政に携わる責務を自覚し、人格と倫理の向上に努めるため、政治倫理基準として8つの遵守事項、そして、第3項では、政治倫理基準に反する疑惑が持たれたときには、第5条の政治倫理審査会に出席し、自らの疑惑の解明と責任を明らかにすることが規定しております。

第4条では、市の工事等の契約に関する遵守事項が規定されております。概略を申し上げますと、配偶者、もしくは1親等と同居の親族、もしくは市長等及び議員本人が役員をしている企業、または実質的に経営に携わる企業は、市が発注する契約への応募を辞退しなければならないというような規定になっております。

その上で、第5条では、政治倫理審査会を設置し、違反があった場合、調査請求権について規定しております。

続いて、第6条では、市民の調査権として、遵守事項に違反する疑いがある場合は、300人以上の連署により調査を請求することができるとしております。

○来栖丈治委員長

以上で説明が終わりました。

ただいまの件につきまして、ご質疑等がございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

○鈴木良道副委員長

前から、この政治倫理というのは、いろいろ議論されてきましたよね。そうすると、一番難しいのは企業だよね。そうすると、先ほどの説明の中では、1親等といいましたよね。そうすると、ほかの市、つくば市とかは何親等ですか。

○秘書広報課長（越渡貴之君）

近隣で申し上げますと、土浦市は1親等です。石岡市が2親等となっております。

○鈴木良道副委員長

あと、ほかの市説明してください。つくば市とか、つくばみらい市とかは分からないですか。

○秘書広報課長（越渡貴之君）

現在、手元に資料がございません。

○鈴木良道副委員長

そうすると、これなかなか難しいよね。我々で該当する企業は、こんなこと言うと怒られちゃうけれども、——君なんだよな。——議員さんね。そうすると、結局1親等だよな、お母さんが社長だから、1親等の場合は結局仕事が取れないということか。

○秘書広報課長（越渡貴之君）

第4条では、地方自治法第167条の2の随意契約は、対象外になっております。また、条文では入札応募を辞退しなければならないことになっております。

○鈴木良道副委員長

そうすると、社長は1親等ですよ、母親だから。そうすると、社長が変われば、入札参加できるんですか。結局1親等では駄目だよな。だから、——君を例に出して申し訳ないけれども、——君でいえば、お父さんでもお母さんでも1親等だから、これは駄目だよな。2親等になると、石岡市の場合は2親等ですけども、これはその親とか、おじいさんとか、これが2親等だから、そうすると、社長を他人に頼んだり何か、そうすれば、入札制度に参加はできるんですか。

○秘書広報課長（越渡貴之君）

第4条では、1親等の親族、もしくは同居の親族、そのほか役員をしている企業または実質的経営に携わる企業となっております。さらに第2項で、実質的経営に係る企業として資本金に係るもの、年額報酬に係るもの、経営方針に明らかに関与している場合には、辞退していただくこととなります。

○鈴木良道副委員長

いやこれなかなか難しい問題で、生活に関わってくるわけだね。そうすると、さっきもちょっと聞いたんですが、他人が社長ならば、入札制度には参加できますよね。できないですか、これ。第三者が社長をやっているらば。

○市長公室長（横田 茂君）

全くの第三者が役員であって、かつ実質的に経営に携わる企業には当たらないということが条件です。ほかに、議員本人と1親等を含めて、その方が3分の1までの出資、もしくは300万円までの報酬、また、明らかに経営方針に関与していなければ、大丈夫だと思います。

○鈴木良道副委員長

だけれども、それは無理ですよ。100%無理。

〔「100%300万円以下なんてないから」と呼ぶ者あり〕

○鈴木良道副委員長

ないから、それは無理だよな。なかなか難しいよね、結局生活がかかってくるからね。ただ、近隣の市、大体やっているんだよな。あとちょっと調べてくださいよ。つくば市とかつくばみらい市とかあるでしょうよ、龍ヶ崎市とか稲敷市とか牛久市とか取手市とかという近隣の県南、その辺のところはどうなんですか。ちょっと調べてくださいよ。

○秘書広報課長（越渡貴之君）

近隣の状況が、何親等以内かはお答え申し上げることはできませんが、現在44市町村中、議員を対象とする政治倫理条例の制定状況は35市町村となっており、制定していない市町村は9市町村となります。

なお、首長等を対象とした政治倫理条例、こちらは24市町村、約半数ちょっとです。20市町村は制定していないということになります。議員さんに関しましては、圧倒的に35市町村制定、未制定9市

町村というような状況になっております。

○鈴木良道副委員長

議員の政治倫理なんかやるのは当たり前だよ。ただ、問題は先ほど言った、業者の方なんだよな。議員が、市長が、こんなの当たり前。迷惑かけないなんて、寄附行為が駄目なんていうのは、そんなのは世間の常識でしょうよ。

ただ、問題は、さっき言った企業の方なんだよな。ここら辺が問題だな。市長も政治倫理条例やると言うんだから、これはしようがないでしょうけれども、ただこれ皆さんに言ってもしようがないけれども、そういうことです。

以上です。なかなか難しい問題です、これは。

○来栖丈治委員長

そのほかありますか。

暫時休憩いたします。 [午後 3時13分]

○来栖丈治委員長

会議を再開いたします。 [午後 3時21分]

それでは、ご質問等そのほかにございますか。

[発言する者なし]

○来栖丈治委員長

ないようでしたら、本件を終結いたします。

次に（６）投票用紙の同時交付に係る選挙事務検証結果報告書についてを議題といたします。

説明を求めます。

なお、説明は簡潔にお願いいたします。

○市長公室長（横田 茂君）

これも市長が、この先月の定例会の中で、検証作業につきまして答弁をさせていただきました。その内部での検証結果につきまして、今回はご報告をさせていただきたいと思えます。

詳しくは越渡秘書広報課長からご説明させます。

○秘書広報課長（越渡貴之君）

投票用紙の同時交付に係る選挙事務検証結果報告書について、概要をご説明いたします。

第1、初めにとるところから、ご説明を順に下にさせていただきます。

本件は、7月10日に実施されましたかすみがうら市長選挙、かすみがうら市議会議員補欠選挙におきまして、投票用紙の同時交付が行われたことに対しまして、市議会等の一部から、無効票を誘発させる投票で適切ではなかったのではないかと指摘を受けたことを踏まえまして、経験者等7名による選挙事務経験者等検証会議、こちらを立ち上げまして、第三者的観点から事務的検証を行いました。

続きまして、第2、検討内容及び方法。投票用紙を同時交付する方式としたことにつきまして、合理性があったかどうかを確認いたしました。確認は同時交付方式を採用した客観的合理性につきまして、担当職員から聞き取りにより行いました。

続きまして、第3、担当者による説明及び主張。同時交付方式を採用した経緯につきましては、投票所スペースの狭隘さにより十分な投票空間を確保できないと判断した箇所があったことから投票方法の公平性を確保。また、コロナ禍にあったため、投票者同士が密になることを避け、対流を確保し、混雑を緩和する方法が必要不可欠であったことから、総合的に勘案して総務課長を中心に原案をまとめ、全ての投票所を一律に同時交付方式としたとのことをございました。

第4、検討。

1つ目、選挙事務経験者の各委員で検討しましたところ、異なる選挙の投票用紙を同時に交付した事案は、最高裁判所裁判官の国民審査を除いて経験したことがないということでございました。また、1つの記載台に複数同時選挙の氏名等の掲示を貼付することについても、これまで経験したことがなく、違和感を覚えたという意見がございました。

続いて2番目、聞き取り調査の結果、事務方担当者が実際に各投票所の具体的状況等を確認し、個別交付による対応が可能かどうかを十分に検討した形跡が伺うことができませんでしたが、選挙の重要性を考えれば、過去の運営にとらわれず弾力的運営の観点を取り入れることは十分可能ではなかったかと思われま。

3番、今回同時交付方式を採用した一番の理由とする、各投票所スペースの狭隘さにより十分な投票空間を確保できないと判断した点でございますが、物理的スペースの問題があったのは、一部の投票所に限定されていたこと、仮にスペース上記載台を増設することができない事情があったとしても、記載台は1台に記載スペースが2つ設置されています。ですので、片方を市長選、もう片方を市議選と、こういった具合に使い分けることも可能であったと考えられ、入口での入場者数を制限する等の措置によりまして、記載台不足を解消する余地は十分にあったと考えます。

4番目、聞き取り調査の結果から、記載台備品等の確保については十分な検討がなされていたとは考えられないこと、各投票所の人員を増員することは可能な状況であったことが伺えました。さらには期日前投票の初期の段階で、同時交付方式に対する投票管理者や投票立会人から指摘を受け、投票方法を見直ししている投票所もあったことから、告示日以降投票日まで間に、同時交付方式が適切か否か見直すための時間的余裕も一定程度見込めたにもかかわらず、特に改善に至らなかった点については、一般的合理性の観点から単純に疑問が残ると言わざるを得ない。こういうふうな考えに至りました。

本来は、投票管理者や投票立会人からの指摘があった点を重く受け止め、異なる選挙の投票用紙の同時交付という選択を回避するための手法として、投票所内の案内人を配置することや、記載台だけは別に設置すること、記載台のブースを選挙ごとに区分することなど、従来の形式にとらわれることなく、各投票所の現況に合わせ、スペースや記載台等の備品を最大限に活用した弾力的な運営に努めることが肝要であったと考えております。

5番目、複数同時選挙において投票用紙の同時交付方式は、用紙取り違え等、弊害や混乱が生じやすくなることは容易に想像できます。担当者が複数同時選挙に係る投票用紙の同時交付の与える影響について、事前に十分、かつ多角的に議論していれば、その影響の重大性を認識、考慮した原案になったと思われま。

最後になりますが、第5、まとめ、提言。

1つ目、今回の投票方法が具体的に選挙結果に影響があったか否かについては、当会議の検証でできるものではございませんが、今後の客観的合理性を重視し、二度と今回のような指摘を受けないよう体制を整えておく必要があります。

2つ目といたしまして、今回の件を重く受け止め、今後市民の投票権が確実に行使できるよう、投票所運営の在り方について抜本的な見直しをし、改善することを強く求め、特に、複数同時選挙における個別交付方式採用の可否については、投票所内の配置を工夫する等、代替措置について多角的な観点からの充実した議論の下、今後最優先で見直し対応すべき事項との結論に至りました。

○来栖丈治委員長

以上で説明が終わりました。

ただいまの件につきまして、ご質疑等がございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

○吉村慎治委員

まず、この件は、最後結びが、今後二度とこういうことないように改善をしていくというふうに締めくくられていますけれども、そもそも事故であれば、誰かのミスであり、要するに改善というような締めくくりでいいと思うんですけれども、これは私は事件じゃないかなと思っているんです。もともとこういうふうになることがある程度予想ができて、周囲の反対もありながら、この方法をなぜ押し切ったのかというその検証が今のところまだなされていないと思います。

あともう一つお伺いしたいのは、選挙管理委員会はこの件に関してどうコメントしているのか。恐らく最高責任者は選挙管理委員会だと思うんですけれども、総務部長、あるいは、総務課長から、選挙管理委員会にどういう説明があつて、選挙管理委員会がこれをいつ、これでいいよと認めたので、こういう選挙のやり方になったと思うんですけれども、その辺のところを詳しく聞かせていただきたいと思います。

○市長公室長（横田 茂君）

まず、今回のなぜこういうことになったかということにつきましては、先ほど報告書にありましたとおり、スペースや、備品、あるいは動線などを理由として、このような結論になったということしか聞き取ることはできませんでした。

私どもが検証した限りにおきましては、あくまでも、選挙管理委員会に提出される前の事務的作業として、なぜこんな結論に至ったのかを検証いたしました。

この検証結果につきましては、選挙管理委員会にも報告をさせていただいております。選挙管理委員会で課題になるかまでは、お聞きしてございません。

○吉村慎治委員

選挙管理委員会の方々、責任というものを感じていらっしゃるんですかね。ちょっと質問を変えます。最高の責任者は誰ですか、選挙を執行するときの。こういう投票の方法でやりましょうよと決めた、最終的にその決められる人というのは誰なんですか。

○市長公室長（横田 茂君）

選挙の執行にあたっては、選挙管理委員会の委員長を含め、委員会が決めていることだと思われま

○吉村慎治委員

選挙管理委員会は議会で任命していますよね。選挙管理委員会の働きに、何か疑いがあるようなことがあった場合、議会は公聴会を開けると思うんです。私は、ぜひとも選挙管理委員会の方々がこの件に関してどうだったのかというのを聞いてみたいなと思います。ついでに言うと、その経緯まで聞いた上で、もし、要するにお互い申合せのような形でこういうふうになっているのであれば、選挙管理委員会にも責任があると思いますし、どういうやりとりがあつて、こんな投票の方法になったのかということ、我々議会として知りたいと思っているんですけれども、どうでしょうか。

○市長公室長（横田 茂君）

今回は事務的な検証ということで、ご報告させていただきました。今、吉村議員からご指摘をいただいた点につきましては、担当部署が異なりますので、お伝えして検討いただくようお願いしたいと思います。手続等もお答えできませんので、後日、資料にて回答させていただきたいと思います。

○吉村慎治委員

調べればすぐ分かることだと思いますので、ついでに申し上げておきますけれども、議会、この私たちの委員会は、選挙管理委員を罷免する権限を持っているはずで

いて、責任追及というものを徹底していただきたいなと思います。

最初のご質問のときに申し上げましたけれども、これは事故ではなくて事件なので、誰にどういう責任があつて、その責任を負った人は、何がしかの、要するに、戒告を受けるなり何かの形がないと、示しがつかないと思います。これから改善していきますというだけの話で終わらせていい問題だというふうに私は考えられないので、その辺の回答も、後日受け取りで結構ですから、お願いしたいと思います。

○来栖丈治委員長

暫時休憩いたします。 [午後 3時35分]

○来栖丈治委員長

再開いたします。 [午後 3時36分]

そのほか、質疑ございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○来栖丈治委員長

ご質問等ないようでしたら、本件を終結いたします。

これで、執行部の方には退席をお願いいたします。

ここで暫時休憩いたします。 [午後 3時37分]

○来栖丈治委員長

会議を再開いたします。 [午後 3時38分]

以上で本日の日程事項は全て終了いたしました。そのほか委員の皆様から何かございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○来栖丈治委員長

ここでお諮りいたします。

委員会会議録作成の件ですが、個人情報や非公開情報に関する発言がありましたので、委員長に一任いただき、調整させていただきたいと存じますが、ご異議ありませんか。

○鈴木良道副委員長

先ほどの私の発言の中で、個人名、これを削除いたします。

○来栖丈治委員長

ただいま鈴木委員から、個人名のところを削除するというご提案でございますので、そのところを私のほうで削除で調整させていただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○来栖丈治委員長

ご異議なしと認め、さよう決しました。

以上で本日の総務委員会を散会いたします。

ご苦労さまでした。

閉 会 午後 3時39分

かすみがうら市議会委員会条例第30条第1項の規定により署名する。

総務委員会委員長 来 栖 丈 治